

寒川町告示第 4 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条第 2 項の規定により本町の区域内の町の区域及び名称を別紙のとおり変更する旨を告示する。

なお、この告示は、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第4項の規定による寒川駅北口地区土地区画整理事業の換地処分の公告があった日の翌日から効力を生じる。

平成 30 年 1 月 23 日

寒川町長 木 村 俊 雄

町の区域の設定

変更後	左に包括される区域	
町 名	大字名	地 番
岡田一丁目	岡田	113番4、126番、127番、128番1、128番2、146番7、 146番8、146番15、146番17、148番1、148番4、148番5、 148番6、149番1、149番3、149番6、157番1、158番1、 158番2、195番1、195番2、196番1、209番1、210番1、 210番2、229番2、229番8、232番1、232番5、316番3、 316番7、335番2、346番2、346番5、346番6、346番7、 349番2、349番6、349番7、349番8、350番2、350番5、 350番7、350番9、351番2、351番3、351番4、351番5、 352番3、352番4、353番3、353番4、354番2、354番3、 784番2、784番3、891番2、892番2、899番2、899番3、 899番4、939番2、939番3、950番2、2079番2、2079番3、 2080番2、2080番4、2082番2、2083番1、2085番1、 2085番2、2086番2、2087番2、2087番3、2088番2
	大蔵	5番3、6番3、7番1、35番2、36番2、36番3、 36番4、37番2、37番8、37番9、37番10、37番11、 229番1、229番3、230番1、230番3
	小谷	100番3、100番4、100番6、100番8、101番2、102番2、 106番2、107番1、107番2、108番、385番2、386番2、 389番2、390番2、394番2
	上記の区域に接介在する道路、水路である公有地の一部	

備 考

上記の土地の表示は、平成29年5月17日現在の登記簿によるものである。